○三浦市海岸保全区域に係る占用料等に関する条例

平成12年３月30日三浦市条例第５号

改正

平成30年12月14日三浦市条例第27号

三浦市海岸保全区域に係る占用料等に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、海岸法（昭和31年法律第101号。以下「法」という。）第11条の規定に基づく海岸保全区域に係る占用料及び土石採取料（以下「占用料等」という。）の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

（占用料等の徴収）

第２条　市長は、その管理に属する海岸保全区域について法第７条第１項の規定による占用の許可又は法第８条第１項の規定による土石の採取の許可を受けた者から、別表に定める占用料等を徴収する。

（占用料等の減免）

第３条　市長は、公益性の高い事業を行うときその他特に必要があると認めるときは、占用料等を減額し、又は免除することができる。

（占用料等の不還付）

第４条　既納の占用料等は還付しない。ただし、天災その他不可抗力により占用又は土石の採取の目的を達成することができなくなったときその他市長が特に必要と認めるときは、占用料等の全部又は一部を還付することができる。

（委任）

第５条　この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附　則

１　この条例は、平成12年４月１日から施行する。

２　この条例の施行前に行われた占用料等の徴収に係る処分、手続その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するものは、この条例の相当規定によって行われた処分、手続その他の行為とみなす。

３　この条例の施行前に徴収した占用料等は、この条例第２条の規定により徴収した占用料等とみなす。

附　則（平成30年12月14日三浦市条例第27号）

（施行期日）

１　この条例は、平成31年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正前の三浦市漁港管理条例の規定又はこの条例による改正前の三浦市海岸保全区域に係る占用料等に関する条例の規定により算定された占用料等（当該占用料等の期間がこの条例の施行の日前に開始するものにあっては、同日前の占用等の期間に係る占用料等に限る。）であって、同日前に賦課が行われ、同日の前日までの間においてその徴収が完了していないものに係る額等については、この条例の施行の日以後においても、なお従前の例による。

別表（第２条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | | | 単位 | 金額 |
| 占用 | 通路、作業場、材料置場その他原状のまま使用するもの | | 占用面積１平方メートル１年につき | 130円 |
| 倉庫、物置、小屋、桟橋、橋りょうその他の工作物（次の各項に掲げるものを除く。） | | 260円 |
| 住宅、事務所及び工場 | | 380円 |
| 海水浴施設、売店、休憩所及びバンガロー | | 1,560円 |
| 係船くい及び信号柱 | | １基１年につき | 300円 |
| 電柱 | 本柱 | １本１年につき | 980円 |
| 支線柱及び支線 | １本（条）１年につき | 440円 |
| 鉄塔 | | 占用面積１平方メートル１年につき | 730円 |
| 広告板類 | | 広告等に使用される表面積１平方メートル１年につき | 3,450円 |
| 管類 | 内径が600ミリメートル未満のもの | 長さ１メートル１年につき | 150円 |
| 内径が600ミリメートル以上のもの | 360円 |
| 土石の採取 | | | １立方メートルにつき | 210円 |

備考

１　この表中１平方メートル、１メートル若しくは１立方メートルに満たないとき、又はそれらに端数が生じたときは、それぞれの満たない数又は端数は、１平方メートル、１メートル又は１立方メートルとして計算する。

２　占用の期間が１年未満であるとき、又はその期間に１年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお１月未満の端数があるときはその端数は１月として計算する。ただし、海水浴施設及びバンガローについては、日割りをもって計算する。